

国立国際医療研究センターにおける公的研究費の不正防止計画

国立国際医療研究センターは、平成19年2月15日文科科学大臣決定による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、公的研究費の適正な運営・管理を行うため、次のとおり不正防止計画を策定する。

平成23年11月

項目	不正発生要因	不正使用防止計画
<第1節> 機関内の責任体系の明確化		
1. 機関内の責任体系について	責任者の交代により後任者が責任体系や責任範囲について十分な認識を持つことができない。	最高管理責任者を総長とする。統括管理責任者、そのほかセンター内の責任体系を明確にするため、規程を制定する。 [規程：国立国際医療研究センター研究費補助金事務取扱要項及び公的研究費の不正防止に関する規程（平成23年11月施行）]
<第2節> 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備		
1. ルールの明確化・統一化に向けた取り組み状況について	研究費の使用ルールと運用が乖離する。 研究者及び事務担当の理解不足によるルールの誤認識、誤った運用が行われる。	公的研究費に関するセンター規程を整備し、周知する。公的研究費の事務窓口は研究医療課であり、これまでも個別相談に対応してきたが、引き続き公的研究費の規程に則った運用を推進する。
2. 職務権限の明確化	職務権限に応じた明確な行動規範が示されていない。	センターの定める「国立国際医療センターの研究活動に係る行動規範」及び「国立国際医療研究センター研究費補助金事務取扱要項」程等に定める権限に基づく業務執行を引き続き推進 [規程：国立国際医療研究センターの研究活動に係る行動規範（平成23年11月施行）]
3. 関係者の意識向上	研究費が公的資金によるものであり、機関の管理が必要であるという原則についての認識が低下する。	競争的資金の使用ルールをはじめ研究に係る事項の相談窓口は、研究医療課としており、研修会の開催などを通じて、研究費の使用ルール等について周知徹底をはかり、適切な研究費執行とともに法令遵守の業務執行に努める。
<第3節> 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施		
1. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定	不正を発生させる要因がどこにどのような形で潜在しているのか機関全体の状況を把握できていない。 不正防止計画の策定がされていない。	センターの内部監査規程に準じ、毎年度の監査の実施をはかり適正な業務執行に努める。 [規程：国立国際医療研究センターにおける公的研究費の不正行為防止に関する規程（平成23年11月施行）]
2. 不正防止計画の実施	不正防止計画を推進・実施する部署が定められていない。	国立国際医療研究センターにおける公的研究費の不正行為防止に関する規程第7条に基づき、公的研究費不正防止委員会を設置し、不正防止計画の策定ならびに計画の推進を行う。なお、公的研究費不正防止委員会の事務局は研究医療課が務める。
<第4節> 研究費の適正な運営・管理活動		
1. 研究費の適正な運営・管理活動	予算執行状況の把握ができていない。年度末に研究計画に則さない予算執行が行われる。	事務担当においては常時予算執行状況の把握を可能としている。研究者への予算執行状況の適切な伝達を行い、適切な予算執行に努める。
	旅費の執行状況が把握できていない。	旅費申請に際しては事前の「出張願」、事後の「出張報告書」の提出に関わり、航空券は搭乗券の半券の提出、海外渡航はパスポートの出国欄のコピー提出など出張の証明となる各種の資料の添付を義務付け、適正な旅費の執行に努める。
	人件費の執行状況が把握できていない。	非常勤研究員、兼務職員の勤務簿、勤務報告書の管理を徹底することにより、勤務実態を掌握し適正な人事管理ならびに人件費執行に努める。
	研究者と業者の関係が密接になる。	取引業者と研究者の癒着防止のため、事務取扱要領において、総務課課契約係及び財務経理課経理係を通じて発注することを定めている。この運用の周知徹底をはかり癒着防止に努める。

1. 研究費の適正な運営・管理活動	発注業務において当事者以外によるチェックが行われない。	発注に際しては、総務課課契約係及び財務経理課経理係で行うことを原則としている。但し、夜間、緊急時等の物品等の購入は研究代表者の指示のもとに発注できるが、すみやかに所定の発注書を担当係に提出する旨定めている。この規則の運用を周知徹底し、発注状況の掌握を行い、適正な研究費管理に努める。
	検収業務において当事者以外によるチェックが行われない。	検収に際しては、当事者検収を認めず、担当窓口である財務経理課経理係及び総務課研究所事務室による第三者による検収を行い、適正な予算執行に努める。
< 第5節 > 情報の伝達を確保する体制の確立		
1. 情報の伝達を確保する体制の確立	競争的資金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談、通報（告発）を受け付ける窓口がない。	競争的資金の使用ルールをはじめ研究に係る事項の相談窓口及び通報（告発）の窓口は研究医療課とする。また、窓口の周知徹底をはかり、適切な研究費執行とともに法令遵守の業務執行に努める。 [規程：国立国際医療研究センターにおける公的研究費の不正行為防止に関する規程（平成23年11月施行）]
< 第6節 > モニタリングの在り方		
1. モニタリングの在り方	機関全体の視点からのモニタリング及び監査制度が整備されていない。	センターの内部監査規程に準じ、毎年度の監査の実施をはかり適正な業務執行に努める。

今後も不正防止計画の検討・改善を行い、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。